○外務省告示第三百十七号

平成二十六年九月十二日にアビジャンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアフリカ開発銀行との間に行われた。

平成二十六年九月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千五年七月にグレンイーグルズにおいて開催された主要八箇国（Ｇ８）首脳会議その他の会合の際に日本国政府及びアフリカ開発銀行によって表明された共同イニシアティブであるアフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブに関し、このイニシアティブに言及されたアフリカにおける民間セクターの開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とアフリカ開発銀行の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百六億九千万円（三〇、六九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(V)（以下「融資計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、アフリカ開発銀行に供与されることになる。

2(1)　借款は、アフリカ開発銀行とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが融資計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、日本国政府及びアフリカ開発銀行の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、融資計画に基づきアフリカ開発銀行が最終借入人に対して行う融資又はアフリカ開発銀行が他の主体に対して行う出資に充てるために使用に供される。

4　アフリカ開発銀行は、借款の資金が適正にかつ専ら融資計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　アフリカ開発銀行は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　融資計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　融資計画に関する必要なその他の情報

6　日本国政府及びアフリカ開発銀行は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認される貴下の返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意が貴下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十二日にアビジャンで

コートジボワール共和国駐在

日本国特命全権大使　井上進

アフリカ開発銀行総裁

ドナルド・カベルカ　殿

（アフリカ開発銀行側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本職は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本職は、更に、前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十二日にアビジャンで

アフリカ開発銀行総裁

ドナルド・カベルカ

コートジボワール共和国駐在

日本国特命全権大使　井上進閣下

○外務省告示第三百十八号

平成二十六年九月二日にキングスタウンで、水産関連機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億八千六百万円

3　贈与の使用期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　佐藤雅俊在セントビンセント大使館参事官

セントビンセント側　ラルフ・Ｅ・ゴンザルベス首相兼財務・国家安全保障・グレナディーン諸島問題・法務大臣

平成二十六年九月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十九号

平成二十六年九月二日にキングスタウンで、セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　佐藤雅俊在セントビンセント大使館参事官

セントビンセント側　ラルフ・Ｅ・ゴンザルベス首相兼財務・国家安全保障・グレナディーン諸島問題・法務大臣

平成二十六年九月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十号

平成二十六年九月四日にカストリーズで、水産関連機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントルシア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億六千万円

3　贈与の使用期限　平成三十年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　佐藤雅俊在セントルシア大使館参事官

セントルシア側　モーゼス・Jn・バプティスト農業・食糧生産・漁業・協同組合・農村開発大臣

平成二十六年九月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　東京都あきる野市引田字三ノ谷前一六三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（一次のとおり）は、省略し、その関係書類を東京都庁及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町原口字高下鼻三四六、三四八、字上高下三四七、三五四、三五五、字風呂ノ尾三五一、字木戸ノ元三五三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上高下三四七・三五四・字木戸ノ元三五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）